

野路町会館等使用規程

(目的)

第1条 本規程は、野路町が所有する新宮会館、コミュニティーセンター及び憩いの家（以下「会館等」という。）の運営、管理を円滑に行うとともに、町内会の会員（以下「会員」という。）相互の利益と福祉の増進を図り、親睦を高め住みよい町づくりのための話し合いの場として使用することを目的とする。

(会館等の名称及び所在地)

第2条 会館等の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 「野路新宮会館」
所在地 草津市野路6丁目14-12
- (2) 名 称 「野路コミュニティーセンター」
所在地 草津市野路7丁目1-18
- (3) 名 称 「野路蓮池公園憩いの家」
所在地 草津市野路8丁目16-11

(会館等の定義)

第3条 会館等は、野路町が会員のために生涯にわたり潤うことを旨として建立した建物およびその付帯設備をいう。

(会館等の使用と範囲)

第4条 会館等の使用範囲は、原則として町内会の各種団体、会員又は法人とする。

2 前項の会館等を使用しようとする者は、別に定める会館等使用料を添えて町内会長に申し出なければならない。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次の事項について善良な管理のもとに義務を履行する責任を負う。

- (1) 会館等の鍵の保守管理
 - (2) 会館等の保守と維持管理
 - (3) 会館等の付属設備器具の維持管理
 - (4) 会館等の火気管理、
 - (5) 会館等の後始末、掃除及び戸締り
- 2 会館等使用時、使用後において施設又は設備に不具合が生じることとなったときは、町内会長に申し出なければならない。この場合、使用者の故意または重大な過失により施設用品等を損傷逸失させた場合は、その損害額について応分の額の弁償をする責任を負う。

(使用不許可)

第6条 次に該当する場合は、町内会長は使用を許可しないことができる。

- (1) 騒音、その他近隣に迷惑を掛ける恐れのあるとき
- (2) 営利目的の事業活動として使用すると認められるとき
- (3) 宗教活動として使用すると認められるとき
- (4) 宿泊を伴う活動と認められるとき

- (5) 公の秩序をみだし、善良な風俗を害する恐れがあるとき
- (6) 教育上好ましくない目的に利用される恐れのあるとき
- (7) その他町内会の利益を害する恐れのあるとき

(定期使用)

第7条 会館等の特定の場所及び時間枠を決めて、年度間を通じて定期的に使用するグループを定期使用グループとし、町内会長はその責任者の使用計画の申し出内容を総合的に判断して承認することができる。

- 2 前項の定期使用期間は、1年度内とし、毎年度初めに更新の手続きをすることができる。この場合、複数グループにより競合することとなるときは、公平な抽選方法により決定するものとする。

(使用時間)

第8条 会館等の使用は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、町内会長の承認を得たときは、これによらないことができる。

- 2 前項の使用時間は、次のとおり区分する。
 - (1) 午前の部は、午前9時から正午までとする。
 - (2) 午後の部は、午後1時から午後5時までとする。
 - (3) 夜間の部は、午後6時から午後9時までとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 会館等を使用する者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。また、使用権利を譲渡又は転貸をしないこと。
- (2) 使用時間を厳守し、付近の住民並びに他の使用者への迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 発火性、爆発性、引火性のある危険物等及び劇物等の持込みはしないこと。
- (4) ガス、水道、電気の節約に心がけ、火気の取扱いについて万全を期すこと。
- (5) 施設使用後は、必ずガスの栓、水道の蛇口、電気、エアコン、換気扇等のスイッチを点検し、安全を確認すること。
- (6) 施設使用後は清掃を行い、ゴミは各自が持ち帰ること。
- (7) 机、椅子等を使用し移動させた場合は、必ず元の位置に戻すこと。
- (8) 退会時は、窓、勝手口、玄関の戸締りをすること。

(葬儀使用時の取扱い)

第10条 会館等の使用に際し葬儀に使用する場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用期間は、通夜、告別式の2日間を基本とする。
- (2) 使用料は、30,000円とする。(光熱水費、備品等の使用を含む。)
- (3) コピー機(区事務所)を使用する場合は、前もって使用許可を得ること。
- (4) その他詳細については、町内会長の指示によること。

(緊急時の措置)

第11条 災害時等緊急の時は、一時避難を目的とした使用を最優先し、本規程の定め に拘わらず町内会長の指示に従うものとする。

- 2 町内会長は、事態が平常に帰した時点で安全点検を実施し、必要に応じて備蓄品の

補充・交換を行ったうえ使用開始を許可するものとする。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項(駐車場に関する規程を含む。)は、必要の都度役員会で協議決定し、町内会長の指示するところにより処理するものとする。

附 則

野路町公共施設管理並びに使用に関する規程(平成8年1月20日施行)は、本規程の制定をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成30年3月16日より施行する。